第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会会長(以下「会長」という。)は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会を滋賀県で開催するにあたり、第79回国民スポーツ大会の正式競技(冬季競技を除く。)および特別競技の県内競技団体ならびに、第24回全国障害者スポーツ大会の正式競技の競技運営主管団体(以下両大会の実施主体を「競技団体」という。)が行う実施競技の運営に携わる審判員、運営員、競技補助員(以下「競技役員等」という。)の養成確保および開催準備のために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。なお、この交付規則のうち、「知事」は「会長」と読み替えることとする。

(補助対象事業等)

第2条 前条の補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の種類、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)および補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体の長は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、会長の定める期日までに提出しなければならない。
 - (1) 事業計画一覧(様式第2号)
 - (2) 事業実施計画書

(様式第2号の1)

(様式第2号の2-①) (様式第2号の2-②)

(様式第2号の3 [1])

(様式第2号の3[2]※障スポのみ)

- (3) 収支予算書(様式第3号)
- (4) その他、会長が必要と認める書類
- 2 前項の補助金の交付を申請しようとする者は、申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る 消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法(昭 和63 年法律第108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額 に地方税法(昭和25 年法律第226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率 を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申 請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかで ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書等のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助金交付申請書(様式第1号)のファイル形式は、PDFとする。

(補助金の交付決定および通知)

- 第4条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当である と認められるときは、補助金の交付を決定し、その旨を競技団体の長に通知するものとする。なお、 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。
- 2 会長は、補助金の交付の申請をした者もしくはその役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)

- (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

(交付申請の取下げ)

- 第5条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた競技団体の長(以下「補助事業者」という。) は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に不服があり、交付申請を取 り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面を 会長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の内容変更等)

- 第6条 補助事業者が第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成事業 (以下「補助事業」という。)の内容、経費の配分または事業計画について変更をする場合は、補助 事業変更承認申請書(様式第5号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次 に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (1) 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更
 - (2) 補助事業の内容を妨げない補助金の額の変更で、交付決定額の減額変更
- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業変更承認申請書(様式第5号)のファイル形式は、PDFとする。
- 3 会長は第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号の1)により通知するものとする。

(補助事業の廃止)

- 第7条 補助事業者は、補助事業を廃止する場合においては、補助事業廃止承認申請書(様式第6号) を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により申請書を提出するときは、電子メールに申請書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業廃止承認申請書(様式第6号)のファイル形式は、PDFとする。
- 3 会長は第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助事業廃止承認通知書(様式第4号の2)により通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、または補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の状況報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の遂行中、会長の要求があったときは、すみやかに補助事業遂行状況 報告書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業遂行状況報告書(様式第7号)のファイル形式は、PDFとする。
- 3 第1項のほか、会長は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(補助金の概算払)

- 第9条 会長は、補助事業の円滑な遂行のため、必要と認めるときは、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者が、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した補助金概算払請求書(様式第8号)を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により請求書を提出するときは、電子メールに請求書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助金概算払請求書(様式第8号)のファイル形式は、PDFとする。

(補助事業の実績報告)

- 第10条 補助金の実績報告は、補助事業実績報告書(様式第9号)によるものとし、補助事業者は次に 掲げる書類を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日、または補助金の交付決定のあっ た年度の3月31日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績一覧(様式第10号)
 - (2) 事業実績報告書

(様式第10号の1)

(様式第10号の2-①) (様式第10号の2-②)

(様式第10号の3[1]-①) (様式第10号の3[1]-②)

(様式第10号の3[2]※障スポのみ)

- (3) 収支決算書(様式第11号)
- (4) その他、会長が必要と認める書類
- 2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書等のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、補助事業実績報告書(様式第9号)のファイル形式は、PDFとする。

(補助金の額の確定および通知)

- 第11条 会長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じ て調査を行い、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に 通知するものとする。
- 2 前項の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 会長は、前条の規定により補助金の額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。

(決定の取り消し)

- 第13条 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他この要綱に違反したとき。
- 2 前項の規定による取り消しの通知は、補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る 部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取り消しを決定した日から15日以内の期限に、そ

- の返還を命ずるものとする。
- 2 会長は、第11条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金の額を確定した日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、第10条第2項の実績報告書を提出した後に、消費税および地方消費税の申告により 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告 書(様式第14号)により、速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還し なければならない。ただし、確定した消費税等仕入控除税額が実績報告書において減額した消費税等 仕入控除税額を上回らない場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定により報告書を提出するときは、電子メールに報告書のファイルを添付して送信することにより、提出することができる。なお、消費税等仕入控除税額報告書(様式第 14 号)のファイル形式は、PDF とする。
- 5 前3項による返還の命令の通知は、補助金返還命令書(様式第15号)により行うものとする。

(証拠書類の保存)

第15条 補助事業者は、この補助金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第16条 その他、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

補助対象事業の種類	補助対象となる競技および経費	補助金の額
1中央講習会等派遣事業	1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全38競技 障スポ 特有5競技 サウンドテーブルテニス、フライングディスク、車いすバスケットボール、グランドソフトボール、ボッチャ 2 経費 審判員・要資格運営員の資格の取得および同資格の維持ならびに審判資質の向上を図るため、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を中央(ブロック)競技団体が主催する講習会・審査会や全国(ブロック)大会等へ派遣するのに必要な経費。	別に定める
2 県内講習会等開催事業	1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全38競技 障スポ 特有5競技 サウンドテーブルテニス、フライングディスク、車いすバスケットボール、グランドソフトボール、ボッチャ 2 経費 審判員・要資格運営員の資格の取得および同資格の維持ならびに審判資質の向上を図るため、中央(ブロックまたは県内)から講師を招き、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に競技役員等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた者を対象とした講習会・審査会等を開催するのに必要な経費。	別に定める
3[1]開催準備活動 支援事業(調査·研究)	1 対象競技 国スポ 正式競技、特別競技 全38競技 障スポ 全14競技 2 経費 第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会 に係る開催準備業務の推進、大会運営能力の強化を図るため、 先催県で開催される国民体育大会、全国障害者スポーツ大会本 大会およびリハーサル大会の視察ならびに会長が必要と認め る事業を実施するのに必要な経費。	別に定める
3[2]開催準備活動支援事業(障害者スポーツの理解)	1 対象競技 障スポ 全14競技 2 経費 障害者競技の理解を深めるため、中央(ブロックまたは県内) から講師を招き、第24回全国障害者スポーツ大会に競技役員 等として従事する見込みの者のうち、競技団体が必要と認めた 者を対象とした研修会等を開催するのに必要な経費。	別に定める